

平成19年7月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成19年7月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年7月5日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 委員長職務代理者の指定
 - 5 会議録署名委員の指名
 - 6 議案第20号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について
議案第21号 市川市小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第22号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第23号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第24号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
 - 7 報告第13号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の全部改正に関する臨時代理の報告について
 - 8 その他
 - (1) 平成19年6月定例市議会について
 - (2) 市民からの意見等について
 - (3) ホタル鑑賞会期間中のミニ展示開催について
 - (4) 平成19年度附属機関への諮問予定について
 - 9 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第20号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について
議案第21号 市川市小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第22号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第23号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第24号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
 - 2 報告第13号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の全部改正に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 平成19年6月定例市議会について
 - (2) 市民からの意見等について
 - (3) ホタル鑑賞会期間中のミニ展示開催について

(4) 平成19年度附属機関への諮問予定について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸惠
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝		

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木 一雄
教育総務課 主幹	山田 修一
〃 副主幹	高井 裕美子
〃 副主幹	谷内 弘美

○ **五十嵐委員長**

ただ今より、平成 19 年 7 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。はじめに、法第 12 条第 4 項及び会議規則第 6 条の規定により委員長職務代理者の指定をしたいと思います。これは、平成 19 年 7 月 6 日をもちまして、委員長職務代理者の任期が満了しますことから、改めて指定する必要があるためです。お諮りいたします。選挙の方法は指名推薦の方法を用いたと思いますが、ご異議ございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。それでは、どなたがよろしいでしょうか。

○ **宇田川委員**

吉岡委員に引き続きいかがでしょうか。

○ **五十嵐委員長**

吉岡委員を委員長職務代理にとのご推薦をいただきましたが、他に皆様はいかがでしょうか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

ご異議がないようですので、吉岡委員、委員長職務代理者の職をお願いしますでしょうか。

○ **吉岡委員**

わかりました。お引き受けいたします。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございます。それでは、吉岡委員を委員長職務代理者に指定いたします。

— 吉岡委員長職務代理者の挨拶 —

○ **五十嵐委員長**

会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 20 号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は、1ページと2ページになります。本審議会は幼児教育の振興充実について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議していただいているところでございます。その委員の構成は、学識経験者の1号委員4名、幼稚園関係者の2号委員4名、保育園関係者の3号委員4名、小学校関係者の4号委員1名、合わせて13名となっております。現在の審議会の委員の任期につきましては、平成17年7月7日から平成19年7月6日までの2年間となっておりますことから、全委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をお願いするため、提案するものであります。この委嘱委員候補者については、13名中、新任の委員が、3名、再任の委員が10名となっております。今回、新たに委員候補となった方々は、すべて3号委員の保育園関係者となります。筑紫輝夫委員の代わりに桑原ふく候補者が、野手裕之委員の代わりに田中理英候補者が、諏訪美知子委員の代わりに金子幾子候補者がそれぞれ推薦されました。議決をいただきますと13名の委員の任期は平成19年7月7日から平成21年7月6日までの2年間となります。なお、最高年齢は78歳、最低年齢は29歳となっております。平均年齢は52.5歳、在任期間の平均が3年2ヶ月となっております。その他、男女の構成比は、男性6名、46.2パーセント、女性7名、53.8パーセントとなります。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第21号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は、3ページと4ページでございます。提案理由は、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、平成19年7月16日をもって第2号、第3号、第4号委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するために提案させていただくものです。4ページをご覧ください。後任の委員として、第2号委員の学識経験者6名のうち、次の5名の方は継続再任で委嘱いたします。田中洋様は市川市少年文化推進会議からの推薦で、現在、会長を務められております。佐藤秀子様は市川市民生委員児童委員協議会からの推薦で、南行徳南部地区会長を務めておられます。小山勝様は市川市PT

A連絡協議会からの推薦で、協議会の顧問というお立場です。藪崎忠雄様は市川市子ども会育成会連絡協議会からの推薦で、現在、会長を務められておられます。佐々木重敏様は市川市自治会連合協議会からの推薦で、協議会の常任理事であり、宮久保5丁目自治会長を務めておられます。残る1名は新規となります。市川市青少年相談員連絡協議会からの推薦で、駿高治様を委嘱いたします。現在、市川市青少年相談員連絡協議会会長を務めておられます。第3号委員は、市川市立小中特別支援学校校長会連絡協議会からの推薦でございます。新規に委嘱いたします尾崎明男様は、市川市立高谷中学校長でございます。継続再任の川添茂様は市川市立柏井小学校長でございます。第4号委員は市長部局の職員のおて職で、2名とも継続再任でございます。西宮晴夫様は道路交通部道路建設課長でございます。佐藤尚美様は街づくり部都市計画課長でございます。委嘱期間は平成19年7月17日から平成21年7月16日までの2年間でございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

今、通学区域審議会で審議されている事項はあるのですか。

○ **義務教育課長**

新井小学校の学区の改編で答申がありましたけれども、現在はございません。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第22号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **生涯教育振興課長**

資料の5ページから7ページをご覧ください。市川市社会教育委員のうち、同委員設置条例第2条第1項第1号によります学校教育の関係者及び第4号によります学識経験のある者、2名の委員が役職変更に伴いまして解嘱することに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。これが提案理由でございます。具体的には、学校教育の関係者で前県立市川工業高等学校長神保信行委員の後任として、県立国分高等学校長 小菅雅幸氏を、また、学識経験のある者で、前市川市議会環境文教委員長の前田久江委員の後任に、現市川市議会環境文教委員長の稲葉健二氏を委嘱するものでございます。解

嘱については、それぞれ本日、この7月の定例教育委員会の議決のあった日の前日とし、委嘱は、同じくこの定例教育委員会で議決のあった日とするものでございます。任期は、平成20年9月30日まででございます。このことによりまして、全体で、男性委員は10名、女性委員は5名となります。なお、女性委員の構成比率は33.3パーセントとなります。また、委員の最高年齢は76歳、最少年齢は31歳で、平均年齢は、58.7歳となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第23号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **地域教育課長**

資料の8ページから9ページをご覧ください。市川市少年センター運営協議会委員を9ページのとおり委嘱したいので、審議をお願いいたします。市川市少年センターの運営について、教育委員会の諮問に応じる機関として市川市少年センター運営協議会が設置されております。委員の内訳としましては、1号委員、教育関係者3名、2号委員、児童福祉関係者2名、3号委員、警察関係者2名、4号委員、学識経験者1名、5号委員、民間有識者7名の計15名で構成されております。この委員が平成19年7月16日をもって任期満了になることに伴い、市川市少年センター設置条例第6条の規定に基づき、全ての委員を委嘱する必要があるためです。委員の任期は平成19年7月17日から平成21年7月16日までであります。なお、今回の委嘱にあたりまして、新たに委嘱される方々は、8名になります。1号委員については、太田和誠委員の代わりに川崎敏美様、乙部修清委員の代わりに天野角男様、2号委員については、西村博行委員の代わりに御簾納和正様、3号委員については、神崎康二委員の代わりに福澤寛司様、5号委員については、山下幸治委員の代わりに佐藤博彰様、立原充彦委員の代わりに駿高治様、藤田孝雄委員の代わりに北川善剛様、鳴村寛委員の代わりに三部ミヨ子様、この8名を考えております。新しい委員の平均年齢は、56.1歳、平均在任年数は、2年となります。最年長は、75歳、女性、最年少は41歳、男性です。また、女性委員の割合は15名中5名、33.3パーセントです。以上でございます。

○ **吉岡委員**

市川市少年センター設置条例施行規則第2条(6)に、運営協議会委員に教育委員会職員とあります。委員の中に職員は必ずいるのですか。

○ **地域教育課長**

今現在は、教育委員会職員という区分での委員はおりません。事務局として出席しておりますので、必要な情報等求められたことに対しては、事務局の立場で情報を集めることで、対応させていただいております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第24号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **考古博物館長**

提案理由は市川市博物館協議会委員が平成19年5月14日で任期満了となったため、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、新たに委員の委嘱を求めるものです。一部、推薦団体からの推薦の通知が遅れたことにより、任期は本日から2年間とさせていただきます。博物館協議会は博物館法で、館長の諮問機関として位置づけられており、市川市では考古博物館、歴史博物館、自然博物館、共通の協議会となっております。委員は大きく三つの分野に分かれて構成されております。1号委員は学校教育関係者、2号委員は社会教育関係者となっており、それぞれの推薦母体から博物館協議会委員としてふさわしい人格、識見共に優れた方の推薦をお願いしたものです。3号委員は各、博物館の専門分野に適した方を博物館側で人選し、依頼したものです。今回、委員の交代がありましたのは、名簿に新とある方で、1号委員は学校関係者として、百合台小学校長の野崎俊二氏、私立学校関係者として、千葉商科大学附属高等学校長の森久人氏、2号委員は市川市青少年相談員連絡協議会副会長の木村太郎氏、市川市PTA連絡協議会会長の佐藤博彰氏の2名が今回、新たに委員として推薦されました。また、3号委員の学識経験者は歴史民俗分野担当の2名の委員が退任されたので、新たに地元の堀之内自治会長で、農業資料に詳しい朝倉政雄氏と国立歴史民俗博物館准教授で、近世史が専門の岩淵令治氏を候補者として提案するものです。委員は再任が9名、新任6名、男性13名、女性2名の構成

になっています。平均年齢は 59 歳、最年長は 83 歳、最年少は 40 歳、最長の任期の方は 22 年となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第 24 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事 7 報告に入らせていただきます。報告第 13 号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の全部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **地域教育課長**

資料は 12 ページから 22 ページでございます。さる 6 月定例市議会において、市川市使用料条例及び市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正が、7 月 1 日施行として行なわれ、それに伴い、市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の全部改正が必要となりました。そのため、市川市教育委員会事務委任規則第 2 条の規定により、平成 19 年 6 月 27 日に資料 13 ページから 22 ページのとおり、臨時代理したので、同規則第 3 条の規定によりご報告するものです。それでは、市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則全部改正の主な改正点をご説明いたします。大きく 3 点ございます。一つ目は、旧施行規則第 2 条に規定されていた休所日を今回の市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、条例に移行したため、新規則からは削除しました。二つ目は、今回の市川市使用料条例及び市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正により、従来、市外に居住するものからのみ宿泊施設使用料を徴収していたものを、市内に居住するもので、高校生以上のものからも 500 円の宿泊施設使用料を徴収することとなりました。そのために、13 ページの第 4 条にあります宿泊施設使用料の納付の項目をもうけました。三点目は、内容に変更はございませんが、その他の各条文の条文整備、文言整理及び申請書類の様式等の整備を行なったものでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

学校のグリーンスクールなどはもう使用しているのですか。

○ **地域教育課長**

すでに 7 月 3 日から学校で利用して、夏休み前までに 7 校ほど予約が入っ

ております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第 13 号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成 19 年 6 月定例会市議会について説明をしてください。

○ **教育次長**

6 月定例会市議会の日程は、6 月 13 日から 6 月 27 日までの 15 日間、議案関係では合計 15 件ありましたけれども、教育委員会関係の議案は 3 件でした。市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正については、次のように質問されました。使用者の範囲拡大によって支障はないのか、国民の祝日を休所日とする理由と妥当性について、改正案の 14 条では損害賠償は市長がするとしているのに対し、15 条ではその他必要な事項は教育委員会規則で定めるとしている理由は何か。提案の根拠時期について、自然の家のあり方と使用者の将来予測について質問がありました。次に自然の家の使用料の改正です。宿泊施設使用料の設定基準について、使用料金設定の根拠と妥当性について質問がありました。三番目の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正については、定員を倍の 80 人にした理由、市内全体の今後の方向性について、指導員の増員や労働条件の改善について、大和田小放課後保育クラブにおける障害児の受け入れの現状と今後の考えについて、今後の保育クラブを利用する人数の傾向と対応について、待機児童対策が大和田小だけになった理由等の質問に対しては、教育委員会会議でご説明した内容の答弁をしまして、可決されました。休日開所、放課後保育クラブの今後の方針等が、今後の検討内容としていかなければならないと、感じました。この他、諮問として行政財産の使用不許可処分に対する地方自治法第 238 条の 7 第 2 項の規定に基づく審査請求について、総務部より諮問されました。これは、平成 18 年 6 月 13 日に教育委員会が回答した、行政財産の不許可処分、新井小の近隣住民からのものについて、地方自治法第 238 条の 7 第 2 項の規定に基づく審査請求に対して、市長が審査請求を棄却することを諮問したものです。総務部長が、棄却する理由を説明して、議決をえました。一般質問ですが、32 名から一般質問があり、教育委員会関係は、お配りしてあります資料の通り、再質問の 1 名を含め 10 名の質問者がありました。今回は、今までと比べますと、質問者も質問件数も少なかったようです。主な質問と答弁ですが、学校の耐震化については、文部科学省が公表した都道府県及び市町村別の診断結果と改修計画についての質問です。本市の現状といたしましては、第一優先の I S 値 0.3 未満 15 棟については、既に全て耐震改修が終了していることを説明するとともに、第二優先の I S 値

0.3 から 0.4 の 34 棟を 19 年度からの 7 ヶ年で耐震改修する予定であると、答弁いたしました。質問者からは、子どもが一日の大半の過ごす場所なので、早期の耐震改修を望むとの意見が出されました。幼稚園教育の現状と課題については、地域に差があるものの全体としては、園児数がやや減少傾向にあることから、公立幼稚園の設立経緯、私立幼稚園でカバーできない部分を補完することを踏まえ、今後、競合が激化し、私立幼稚園の経営を圧迫しないように、この時期に公立幼稚園のあり方を検討するよという質問と私立幼稚園の補助金を見直し、公立・私立の保護者の負担格差を解消するよという質問がなされました。公立幼稚園のあり方については、その存続意義・必要の是非を、再検証する必要があると考えると答弁いたしました。また、公私の負担格差の解消、また、より多くの子どもに幼稚園教育を受ける機会を拡大する視点からも、補助の拡充・補助要件の拡大を検討していくと答弁いたしました。また、幼稚園関係では、他の質問者からは、公立でも一時預かり保育をやってほしい、公立も三年保育に広げて欲しいとの質問ができました。これらについても、今後の公立幼稚園のあり方を検討する中で、併せて検討していくとの答弁をしました。この他スクールサポートスタッフについて、ヘルシースクールの進捗状況と栄養職員を活用した食育の充実、学校のトイレ改修について、放課後保育クラブの待機児童解消・対象年齢拡大・障害児の受け入れについて、公民館図書館の現状と今後の方向性、大野公民館の現状と移転後の構想、卒業式の来賓の対応について等がありましたが、時間の関係もありますので、質疑内容については省略させていただきます。以上です。

○ 吉岡委員

松葉雅浩議員の質問で、小中学校の入学式、卒業式における来賓についてとありますが、具体的にはどのようなことですか。

○ 学校教育部長

学区ではない学校の入学式に出席していいかという電話をいただき、校長はいつもいらっしゃる方ではないので、ご遠慮願いたい旨の話をいたしました。その件でのご質問でした。校長は来ていただきたくないという意思表示ではなく、通常は学区議員さんを優先して例年、出席していただいているという内容をお伝えしている途中で電話を切られたので、十分内容が伝わらなかったということでした。その事について、改めて質問されたものです。

○ 吉岡委員

どのように答えられたのですか。

○ 学校教育部長

議会事務局から教育委員会を通じて、小中学校、特別支援学校の入学式に

については、通知を出しておりますので、基本的にはどこの学校に行っていただけでもかまわないのですけれども、学校ごとに慣例というものがありますので、それをお伝えして、出席されたいのであれば結構ですという内容をお答えしたところです。

○ **吉岡委員**

二瓶忠良議員の日本青年会議所作成のDVDの取り扱いの考えについて、これはどのような内容ですか。

○ **学校教育部長**

青年会議所で社会科の教材として作った資料で、名前は近現代史教育プログラムというもので、一連の流れの中で、DVDも視聴するという事になっています。例えば、学校から日本青年会議所の方にこのDVDを使って、近現代史の教育の部分を教えていただけないかと依頼するとスタッフの方々が、学校に行ってアンケートを採って、挨拶などをした後にDVDを視聴して、DVDを基にして、グループディスカッションをさせ、グループごとの発表をさせて、講師の方が総合的に解説をするのが一連の流れになっています。それは、戦争に係わる内容のDVDで、文科省も推奨していませんし、日本青年会議所も積極的にアピールもしていません。また、近現代史教育プログラムの流れの中で視聴もので、DVDを単独で貸すことはしておりません。そのシステムを質問者にはお伝えしました。更にDVDは市教育委員会にも学校にも行っていませんので、内容はマスコミで報道されている以上のことはわからない旨、重ねて回答いたしました。

○ **吉岡委員**

松永修巳議員の幼稚園教育の現状と展望についての(2)格差是正の具体的方策の格差とは、公私の格差のことを言っているのですか。

○ **教育総務部長**

私立幼稚園には市から補助金が交付されていますけれども、公立幼稚園には公費で運営している。全員が公立幼稚園に行けるのであれば、格差は生じないのですが、現在の状態は全員が行くことができない。公立は保育料だけでは運営できませんので、年間園児一人当たり 34 万円位の公費負担があります。それに対して、私立幼稚園の園児には、年間で7万4,000円の補助が支出されています。公費の支出配分が違うのではないかというのが内容でした。公立は、月額1万円で、私立は幼稚園によって異なりますけれども、平均で2万1,000円から2万2,000円の間です。もう少し、私立幼稚園の園児に対する補助金を増額して、格差を埋められないのかというのが質問の趣旨でした。

○ **吉岡委員**

公的なお金のかけ方の格差のことを言っているのですね。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。(2)市民からの意見等について説明してください。

○ **教育総務部次長**

4月の定例教育委員会の際に、井関委員から市民が色々な意見を書くウェブサイトがありますか、そこにどのような意見が寄せられていますか、というお話がございました。本市に市民ニーズという仕組みがございますので、その中で、教育委員会で回答をいたしましたものについて件数を調べてみました。市民ニーズは、市民からの建設的な意見をベースに市政に反映しているということで作ったものでございます。市民からメールが来た段階で、概ね1週間以内に回答をするというものでございます。平成14年から運用開始でございますので、今年の3月末までの5年間の集計を取りました。お手元の表のとおり、5年間で2,200件のメールがございました。表には記載してありませんけれども、年度別では平成14年度が432件、15年度が480件、16年度が407件、17年度が474件、18年度が407件と400件から500件の間で推移している現状でございます。それから、要望・苦情は2,200件中、1,103件で、50.1パーセント、質問・相談が880件で40パーセント、お礼が88件、その他が129件となっております。要望・苦情・質問・相談で90パーセントという状況でございました。内容の中で部署別計というのが5年間の部署別の合計ですけれども、一番多いのが生涯学習部の中央図書館で661件、2番目が学校教育部の義務教育課274件と生涯学習部のスポーツ振興課が同じく274件、次が学校教育部の指導課で242件、5番目は教育総務部の就学支援課の162件、次に生涯学習部の公民館センターの125件が100件を超えたところとなっております。具体的な内容については、意見・要望についてという資料にまとめさせていただきました。1年に一回位のペースで、報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○ **井関委員**

これからも時折、ご報告をいただきたいと思います。

○ **生涯学習部次長**

図書館の件数の大半が、パソコンの予約システムについての使いやすさを求めたリクエストが多くなっています。

○ **井関委員**

件数が多いということは、一番市民と付き合いが多いということですから、とてもいいことだと思います。

○ **吉岡委員**

最近、本に線を引いてしまったり、切り取ってしまったりすることがあると聞きましたが、市川ではそのようなことはありますか。

○ **中央図書館長**

市川中央図書館においても資料の切り取りですとか、書き込みといった問題はございます。市民の方のマナー向上ということで、先般、切り取られた資料ですとか線を引かれた資料などを展示し、市民に訴えるイベントをいたしまして、啓発に努めております。

○ **吉岡委員**

わかりました。それから、流れるプールは再点検されたということですが、学校プールの排水溝についての事故は起こっていないのですか。

○ **保健体育課長**

学校プールでは、排水溝についての事故というのは聞いておりません。ご心配されていますような排水溝の蓋等については、安全のために二重に網をかけています。それだけではなく、プール指導の際には必ず職員が中に入って、手で確認して確かめるように指示をして、実施しています。また、開始前には写真を撮って、教育委員会に提出しており、二重にも三重にも確認しながら実施しております。問題はありませぬし、安全性第一で運営しております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)ホテル観賞会期間中のミニ展示開催について説明してください。

○ **自然博物館長**

資料は23ページになります。動植物園及び自然博物館では、例年、ヘイケボタルを市民のみなさんに観賞していただくホテル観賞会を開催いたします。本年度も7月22日、日曜日から8月5日、日曜日までの13日間、月曜日を除いて観察園を夜間8時30分まで開園いたします。自然博物館ではこの期間中、園内の観賞植物園エントランスホールにおきまして、ホテルに関するミニ展示を開催いたします。説明パネルや写真が中心ですが、ホテルの卵、幼虫、成虫、餌となるカワニナなどの実物や標本なども展示いたします。昨年度は観賞会に約1万1,000人、展示に約3,000人の入場者がありました。なお、ホテル観賞会・展示については、広報いちかわやホームページ等で、すでにご案内させていただいております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)平成19年度附属機関への諮問予定について説明してください。

○ 企画調整課長

資料の 24 ページをご覧ください。5月の定例教育委員会におきまして、吉岡委員より審議会に諮問する場合、諮問内容について、事前に定例教育委員会に諮るべきではないかとのご意見をいただきました。これを受けまして、教育委員会事務局内部の連絡調整会議で検討してきた結果、この度、方針が固まりましたので、報告させていただくものです。一点目としまして、各審議会の年間の諮問予定一覧を配布することにいたしました。この資料を見ていただきますと、1と2に分けてある通り、教育委員会が諮問するものが1になります。10の審議会の内、8が教育委員会が諮問するものになっております。その下の公民館運営審議会については、社会教育法によって公民館センター長が諮問することとなります。博物館協議会については、博物館法に基づきまして、博物館長が諮問することになっております。これらの審議会はそれぞれ、審議内容にしたがって、年間で3回前後、開催しております。特定の課題に対して専門的な立場から情報交換とか意見交換を行っております。その中で、大きな問題が発生した時には、諮問をする形をとっています。資料の諮問時期の欄に記入があるところが、この審議会が記入されている時期がくると例年、諮問をするようになっていきます。これ以外の審議会については、案件として必要が生じたときに諮問をする形をとっています。二点目として、この表の審議会のうち、教育行政上で重要性の高いと思われる審議会については、諮問の内容を審議会に諮る前に事前に定例教育委員会に議案として諮りまして、答申が出たら、直ちにその結果を定例教育委員会に報告する形をとりたいと思っております。教育委員会の職務権限に属する事務のうち、事務を円滑に進めていくために多くは教育長に委任されておりますけれども、教育行政上、重要性が高いものについては、委任されておられませんので、その事務について審議する審議会を対象にしたいと考えています。具体的には、上から2番目の幼児教育振興審議会、その下の小中学校通学区審議会、スポーツ振興審議会、文化財保護審議会、この四つの審議会は、諮問する場合には事前に定例教育委員会に諮る形をとりたいと思っております。三点目は、今の四つ以外の審議会で、諮問して答申した場合については、結果を定例教育委員会で報告することを基本としまして、場合によっては、先ほどの四つの審議会以外でも重要な案件を諮問する場合がありますので、そのような時には柔軟に進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 五十嵐委員長

ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成19年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 20 分閉会)